

◎新潟県告示第1229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上樽地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(1)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(2)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(3)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(4)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(5)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
上樽沢地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
樽本地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
斑尾高原(1)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。）

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川内地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大平(6)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(9)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(2)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平(3)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保川地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
川詰(1)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(2)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(3)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(4)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
濁谷川地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)